

## 障害者自立支援法の改正を求める意見書

2006年4月から施行された障害者自立支援法により、障がい者福祉の現場は未だに混乱が収まらない状況にある。特に、障がい者施設や居宅支援の利用にかかる応益負担(定率1割)の導入は、障害者の生活を直撃し、施設からの退所、サービス利用の制限などの形で、生活水準の低下を引き起こしている。また、サービス事業所も、報酬単価の引き下げや日払い化によって、経営難に陥り、職員の賃下げや非常勤化、離職、閉鎖など、福祉サービスの低下や縮小が深刻化している。

政府は、障害者自立支援法に関連し、2008年度までの特別対策として、利用者負担の軽減措置や事業者への激変緩和措置を行い、さらに、この特別対策を2009年度以降も継続し、障がい児のいる世帯への軽減策などを上乘せするとしている。これらについては、一定の評価をするものの、緊急避難的な処置に過ぎない。

2006年12月、国連総会で「障害者の権利条約」が全会一致で採択され、2007年9月、日本は同条約に署名を行っている。世界の潮流に鑑み、真に障がい者に対する差別を撤廃し、障がい者の自立と社会参加を求める立場から、次の処置を構ずるよう強く求める。

### 記

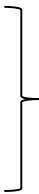
- 1 指定障害者福祉サービス事業者等に対する報酬を月割制へ戻し、概ね障害者自立支援法施行以前の収入を保証すること。
- 2 障がい者が地域で人間らしく生きていけるように、社会基盤整備について立法措置を含めた拡充策を進めること。また、自治体が支給決定したサービスや地域支援事業について、財源保証を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2008年12月12日

名 寄 市 議 会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣



宛